



発行所 岡垣町役場 責任者 岡垣町長 印刷所 大和印刷所 電話(宗像) 2027番

岡垣町財政事情について

昭和四十二年八月一日に行なわれた財政事情の公表は、地方自治法と町条例によって行なわれたもので収入、支出の概況、住民の負担の状況等を明らかにし告示したものであり、その概略は次のとおり。

昭和四十一年度の一般会計の収入状況は別表1のとおりである。

一、町税収入状況

- 1、町税が、五四、〇九七千円で収納率九六、九%
- 2、たばこ消費税は八、〇二五千で前年より十一%伸びている。たばこ消費税は、岡垣町内で売れた「たばこ」の本数により町に入ってくる税であり町財政を助けており「たばこ」は是非町内で買っていたきたい。

二、使用料及び手数料

- 収入額の主なものは次のとおり
- ・町営住宅使用料(四、七〇八千)
- ・保育料(一、一六六千)

三、国庫支出金で収入された主なものは次のとおり

- ・火葬場使用料(一一〇千)
- ・戸籍等手数料(二、二二三千)
- ・炭坑離職者緊急就労対策事業費補助金(九、〇九八千)
- ・湯川山林道新設費補助金(五、二八八千)
- ・吉木ノ元松原線町道舗装費補助金(六、八五八千)
- ・町営住宅建設費補助金(四、〇〇一千)
- ・中学校増築工事補助金(四、一一〇千)
- ・理科教育設備補助金(九五千)
- ・有線放送事業費補助金(二一、八九〇千)
- ・漁港施設災害復旧事業費補助金(三〇六千)

四、県支出金中主なものの次のとおり

- ・河川等災害復旧事業費補助金(四、二〇五千)
- ・町民税臨時減税補てん償元利補助金(一、三五六千)
- ・小災害復旧事業償元利補助金(一四四四千)
- ・準要保護児童生徒援助費補助金(一、一五五千)
- ・児童措置費負担金(二〇三千)
- ・結核予防費補助金(一一七千)
- ・農山漁村同和対策事業補助金(三〇四千)
- ・湯川山林道開設事業補助金(一、四〇〇千)
- ・衆議院議員選挙事務交付金(二六六千)
- ・町農業委員会補助金(二八〇千)
- ・災害資金利子補給費補助金(二三八千)
- ・稲作改善対策特別事業費補助(八七八千)
- ・畑地土壤病害虫防除対策事業費補助(九四四千)
- ・農業構造改善対策事業補助金(一一、八五〇千)
- ・アカシア造林事業補助金(二二二千)
- ・県民税徴収取扱費(八八一千)
- ・農業協同組合合併欠損金補てん補助(六一千)
- ・県議会議員補

- ・欠選挙事務費補助金(一五九千)
- ・県営住宅給水工事県委託金(四〇三千)
- ・国有提供施設等所 在市町村助成交付金
- ・射撃場、飛行場の国有資産 税(四、五六二千)

六、財産収入

- 主なものは次のとおり
- ・県営住宅敷地処分代(五〇六千)
- ・山田榎溜池処分代(三、〇〇〇千)
- ・財産運用収入(二、五四五千)

七、繰越金(一五、五四六千)

八、諸収入

- ・町税等延滞金(五五六千)
- ・預金利子(一、八五九千)
- ・貸付金元利収入(一五〇千)
- ・芦屋モーターボートの収益金の配分金(三、九二〇千)

支出状況

支出の状況は別表1、2のとおりで、これを性質別にみておもなものをあげると次のようになる。

- 1、人件費六三、〇六五千円、議員、各種委員、町長、以下全職員の報酬、給料など、
- 2、物件費二〇、九一五千円
- (1)賃金 一、二六七千円
- (2)旅費 四、二〇七千円
- (3)需要費 九、六六七千円
- (4)役務費 二、五七三千元
- (5)備品購入費 九〇八千円
- (6)その他 二、二九三千元
- 3、維持補修費八、〇三二千元 主なものは、河川、道路橋梁補修費である。
- 4、扶助費四、二六四千元は生活困窮者、緊急就労労働者等の越年越盆見舞金、準要保護児童教育補助金などである。
- 5、補助費等
- (1) 負担金五、五七六千円
- (2) 補助交付金六、六八六千円
- (3) その他二、八二八千円



- 6、公債費
長期借入金の償還元金と利子である。
(1)元金三、五〇六千円
(2)利子三、二五九千円
- 7、建設事業費
主なものは次のとおり
(1)有線放送事業二七、九〇六千円
(2)緊急就労対策事業一三、〇五六千円
(3)農業構造改善事業一二、三五四千円
(4)三吉農業用水路改良事業六九八千円
- (5)湯川山林道新設事業一一、八〇五千元
(6)県道の改良、舗装等負担金四、二六五千元
(7)吉木と元松原線道路舗装事業九、七五二千元
(8)波津海岸波よけ工事負担金八五〇千円
(9)町営住宅建設費八、一七八千円
(10)中学校増築費八、四〇七千円
(11)災害復旧費七、八四二千元

(別表1) 昭和41年度一般会計収入支出状況表 (単位千円)

歳 入		歳 出				
区 分	収入額	構成比	区 分	支出額	構成比	一般財源 充当額
1 町	54.097	20.0%	1.人	63.065	25.8%	60.082
(1)町民	20.204	7.0	うち職員	41.780	17.1	38.797
(2)固定資産	20.093	6.9	2.物件	20.915	8.6	16.211
(3)軽自動車	1.737	0.8	3.維持	8.031	3.3	7.808
(4)たばこ	8.025	2.9	4.扶助	4.264	1.7	2.125
(5)電気	3.831	1.7	5.補助	15.090	6.2	12.094
(6)木材	207	0.7	6.公積	6.765	2.8	5.265
2.地方交付金	66.378	24.6	7.積立	3.045	1.2	500
3.臨時金	2.374	0.9	8.貸出	150	0.1	—
4.分担料	1.399	0.5	9.繰出	3.380	1.4	3.380
5.使用料	8.214	3.0	10.普通	98.702	40.4	23.280
6.国庫支出金	56.611	21.0	11.補単	80.457	32.9	9.035
7.国有財産	4.562	1.7	12.災害復旧	18.245	7.5	14.245
8.在都府県	24.057	8.9	11.失業対策	7.842	3.2	1.939
9.財産	6.054	2.3	12.失業対策	13.052	5.3	2.554
10.繰入金	15.546	5.8				
11.諸収入	7.579	2.8				
12.地方法	23.000	8.5				
合 計	323.968	100.0	合 計	244.301	100.0	135.238

社会福祉協議会へ

香典返しとして寄附

岡垣町社会福祉協議会に対し御香典返しとして多額の御寄附を頂き有難く感謝致しております。

右御芳志は今後岡垣町民福祉のためその事業費として有効に活用し以って御志に報いたく存じます。茲に謹んで御報告等々御礼を申し上げると共に恭しく故人の御冥福をお祈り申し上げます。

海老津故木原長三郎氏(八一才)
四月二十九日死亡木原熊之助氏より寄附
古小路、故太田徳氏(五八才)より寄附
四月二十四日死亡、三松康貞氏より寄附
高塚、故広津テイ氏(七一才)より寄附
五月六日死亡、広津孝道氏より寄附
糠塚、石松ワキノ氏(八四才)より寄附
五月十二日死亡、石松操氏より寄附
手野、故竹井和子氏(二十三才)

(別表2)

区 分	支出額	構成比	一般財源 充当額
議総民衛	12.905	5.3	12.905
会務生	44.133	18.2	35.318
費費費費	42.535	17.4	12.603
費費費費	9.633	3.9	7.551
費費費費	13.056	5.3	2.554
費費費費	35.447	14.5	11.846
費費費費	754	0.3	754
費費費費	36.418	14.9	18.955
費費費費	2.760	1.1	2.760
費費費費	32.053	13.1	22.788
費費費費	7.842	3.2	1.939
費費費費	6.765	2.8	5.265
費費費費	244.301	100.0	135.238

区 分	金額	住民1人 当りの額	1世帯当 りの額	納税義務 者数	納税者1人 当りの額
① 町税	54.097	3.066	17.575	—	—
② 町税	19.449	1.317	6.031	3.894	4.994
③ 町税	755	—	—	26	2.938
④ 町税	16.672	—	—	2.064	8.775
⑤ 町税	3.421	—	—	—	—
⑥ 町税	1.737	—	—	1.530	1.147
⑦ 町税	8.025	543	2.607	—	—
⑧ 町税	3.831	—	—	—	—
⑨ 町税	207	—	—	19	10.894
⑩ 町税	23.000	1.556	7.472	—	—
⑪ 町税	42.000	2.843	13.574	—	—

(41.4.1現在人口14,772人 世帯数3,078)

八月十日死亡、川原三千夫氏より寄附
元松原、故吉田金作氏(七九才)
八月十一日死亡、吉田芳正氏より寄附
手野、故早川隆氏(三十才)
八月八日死亡、早川健次氏より寄附
手野、故太田百彦氏(七三才)
八月十八日死亡、太田義信氏より寄附
山田、故秋武トモノ氏(八三才)
八月二一日死亡、秋武重久氏より寄附
元松原、故広渡スマ氏(六四才)
八月二十六日死亡、広渡道雄氏より寄附
吉木、青年団盆踊りに対する寸志より社会福祉協議会へ寄附

岡垣町老人クラブ 寿会へ香典返しとして寄附

四月三日死亡、竹井正孝氏より寄附
新海老津、故加藤昭利氏(二五才)
六月十八日死亡、加藤マス子氏より寄附
山田、故松丸武夫氏(七九才)
六月十七日死亡、松丸信美氏より寄附
野間、故辻キク氏(七九才)
七月十八日死亡、辻シズ子氏より寄附
吉木、瓜生ヒサ子氏(六三才)
七月二五日死亡、瓜生俊雄氏より寄附
戸切、故竹石覚郎氏(七八才)
七月十九日死亡、竹石幹夫氏より寄附
原、故安部アサノ氏(八十才)
八月三日死亡、安部定男氏より寄附
吉木、故川原ヤエノ氏(七二才)
八月二一日死亡、秋武重久氏より寄附
吉木、故門司クニ氏(七十才)
五月二一日死亡、門司念氏より寄附
吉木、故瓜生ヒサ子氏(六三才)
七月二五日死亡、瓜生俊雄氏より寄附
吉木、故川原ヤエノ氏(七二才)
八月十日死亡、川原三千夫氏より寄附
元松原、故吉田重作氏(七九才)
八月二一日死亡、吉田芳正氏より寄附
山田、故秋武トモノ氏(八三才)
八月二一日死亡、秋武重久氏より寄附

別、又は離別された同じ境遇の方ばかりで、皆仕事をもち、明るく生活しており、特に幼児をもつ母親は、子供を保育室にあずかりますから、安心して働いております。

母子寮の内容

- 1、母子室は個室で、本間の4畳半、板間3畳、炊事場、便所押入、物入等完備しております。
- 2、共同にて使用するものは、浴場(ポイラー)洗たく場(洗たく機あり)。
- 3、電気は各戸メーター取付であり、電気器具の一部を除いて使用できます。
- 4、燃料はプロパンガスの設備をしてありますので、プロパンガスと電気を主に使用していただきます。
- 5、寮内に保育室を完備し、専

任の保育が保育しており、母親は安心して就業できます。尚保育料、給食費は無料です。
6、寮では毎年、社会見学、海水浴、児童キャンプ、クリスマス、節句、編物講習等、いろいろの行事をしています。
母子寮に入寮を希望される方は、遠賀郡内に居住される方で、生別、死別、又はこれに準ずる方で、満十八才未満の子供をもつ母子世帯であれば、入寮できます。

※くわしいことは母子寮へ問合せ下さい。
所在地、水巻町大字猪熊、猪熊小学校前、電話六九一一二四二。

新松原 一致団結す

七月三十日岡中に、新松原の区役員、婦人会、青年と、部落あげて応援に来ている。それにわたり御飯の炊き出し、水水持参で、選手候補は野球の主将



会議以来、内浦学校、或いは海岸で猛練習、区は野球道具等を買ってやり、区一体となり、これに臨む。練習している者の体力づくりになることは勿論だがこれによって、区の融和、親睦が出来、人間関係の向上に役立つ点

は特筆に値する。公民館がチームゲームをすすめる所にもそこにある。試合は相手が優勝した強豪原チームだったのと、また試合馴れしていなかった等で、わずかの差で負けだが悔いはないと思う。

野間の

ハシゴゾーメンの由来

昔から、頭の回転のぶい例に、野間の話が出された。例えば、殿様が野間にお出でにな

って、九年棒(クネンボウ、蜜柑の名)が欲しいといわれると、年数のたった棒を探したが

なかなか見当たらない。やっと八年半たった棒が見つかったので殿様のところに持って行き、「申し訳ありませんが、八年半の棒しかありませんでした」と。又博多に美しい嫁さんがおると噂を聞き、一度見たいと十里の道を歩いて探していたところ楽器屋の前に「ゴトシャミセン」と書いた看板を見て、「今年じゃ見せん」と読み、仕方なく帰ってきたとか。
数の子々を食べる方法が分らず、竹藪の中に捨て、いたが雨が降ってから見に行くと軟かくなっていたので、持ち帰り食べるのと、大変おいしかった。それで、数の子々は一度竹藪に捨て、それから食べていたとか。その他話は数多くあるが、紙面の都合でこの位にする。
本論の「野間のハシゴ素麺」は相当広範囲に広がっているが素麺が長いので、野間の者は、素麺をハシゴに掛け、下の方から食べた」と。
昔、野間は沼地であったので「沼」が「野間」になったといわれる。今でも粘土質が多く、地盤が非常に軟かく底が深い近年土地改良がされ、良くなったが、以前は牛で田を鋤くと、牛の足が半分位めりこみ、非常に難渋した。
そんな土地だったので生産性が低く、経済的にも恵まれず、教育の機会が与えられなかったものと思われる。
野間のハシゴ素麺の由来にもう一つの説がある。
野間にゼゼ町という小字がある今の野間停留所あたりと、海老津の境まで、須賀神社の裏山、その西側の田圃一帯がゼゼ町である。数百年の昔、この附近は非常に産業文化が発達し、ゼゼ町を形成していた。(古墳もある。)その中に、橋本五郎左衛門という商人がソーメンを相当手広く販売していたが、橋本五郎左衛門素麺という名は余り長すぎるので、橋本の「ハシ」五郎左衛門の「ゴ」をとり、「野間のハシゴゾーメン」といったとも伝える。

どちらが嘘か、真か分らないが、海老津駅、国道三号線は近いし、水源もあるので、今様橋

本五郎左衛門が出、素麺会社が設立されたら、再び世界の野間のハシゴゾーメンとなるだろう。

(町長 辻 守荘)

議会だより

第二回定例町議会は六月八日午前九時、岡垣町議会議事堂に召集され、会期は六月三〇日まで二三日間とし、次の議案が可決された。
(六月八日可決分)

議案第五〇号

岡垣町職員定数条例の一部を改正する条例

(職員の定数)

第二条、第一号町長の事務部局の職員

吏員「五一名」とあるを「五三名」に改め、計「六一名」を「六三名」に改める。

議案第五一号

岡垣町手数料条例の一部を改正する条例

(この条例の目的)

第一条中地方自治法「第二三条」を「二七条第一項及び第二項」に改める。

(証明手数料)

第二条第七項の次に第八項第九項を加える。

8、転出に関する証明一件一筆毎に金四〇円とする。

9、外国人登録証明一件一筆毎に金四〇円とする。

(その他の手数料)

第四条に第二項を追加する。

2、土地凶面のリコピー使用二千分の一は一枚二〇〇円とし、六百分の一は一枚五〇円とする。

議案第五二号

岡垣町農業共済条例の一部を改正する条例

(改正の理由)

1、家畜共済制度の改正により条が増加し条が重複したため改正する必要が生じたことによる。

2、農業共済条例の変更認可について県より指示された不備事項を改正する必要が生じたことによる。

3、農作物共済に適用する単位
 当り共済金額の範囲が昭和四
 二年三月三日農林省告示。第
 三四七号で告示されたので条
 例の一部を改正する必要が生
 じたことによる。

議案第五三三号
 岡垣町税条例の一部を改正す
 る条例

(改正理由)
 地方税法(昭和四一年法律第二
 五号)の改正に伴い岡垣町税
 条例の一部を改正する必要があ
 るため。

(六月二三日可決)

議案第五五号
 特別委員の選任について

総会開発特別委員会を設置した
 いので岡垣町委員会条例(昭和
 二四年条例第三号)第二条によ
 り特別委員の選任を求める。

- 選任された委員
- 太田金平 木原善次
 - 石田輝男 秋武 勲
 - 岩崎一樹 花田 満
 - 石田博愛 宗岡輝雄
 - 平井政秀 麻生一男

議案第五六号
 繰越明許費計算書の提出につ
 いて

地方自治法施行令第一四六条第
 2項の規定により報告します。
 昭和四一年岡垣町繰越明許費繰
 越計算書

一〇款 教育費	金額 六七五八千円
四項 保険体育費	翌年度 六七五八千円
事業名 町営プール建設事	繰越額 六七五八千円
業	財源内訳
	未収特定財源
	防衛庁補助三四〇万円
	起 債一〇〇万円
	一般財源 二三五八千円

(六月三〇日可決)
 議案第五八号

岡垣町役場庁舎建設位置の選
 定の為の附属機関の委員の選任
 について

地方自治法第一三八条の4第3
 項の規定により左記の学識者を
 委員に選任し庁舎位置を決めて
 いただくことについて町議会の
 同意を求める。

九州大学 林田和博教授
 横浜大学 成田頼明教授
 福岡県地方課長 田辺博之
 議案第五九号
 岡垣町役場庁舎位置の選定委
 員会設置条例制定について
 岡垣町条例第 号
 岡垣町役場庁舎位置の選定委
 員会設置条例

(設置)
 第一条 岡垣町役場庁舎建設位
 置選定のため地方自治法(昭和
 二二年法律第六七号)第一三八
 条の4第3項の規定に基き岡垣
 町に庁舎建設位置選定委員会(以下「委員会」という)を置く
 (所掌事務)
 第二条 委員会は岡垣町長の諮
 問に応じ岡垣町役場庁舎建設位
 置について調査及び審議する。

(組織)
 第三条 委員会は委員三人で組
 織する。
 2、委員に次に掲げる者を議
 会の同意を得て町長が任命する。
 (1)学識経験者 九州大学 林
 田和博教授
 (2) 〃 〃 横浜大学 成
 田頼明教授
 (3) 〃 〃 福岡県地方課
 長 田辺博人
 3、委員の任期は一年以内とし
 て答申の終るまでとする。
 (会長及び副会長)
 第四条 委員会に会長及び副会
 長各一人を置く。
 2、会長は委員の互選によつて
 定める。
 3、会長は、会務を総理し委員
 会を代表する。
 4、副会長は、委員のうちから
 会長が任命する。
 5、副会長は会長を補佐し、会
 長が事故あるときは、その職務
 を代行する。
 (会議)
 第五条 委員会は会長が招集す
 る。
 2、委員会は委員の定数の半数
 以上の委員が出席しなければ、
 会議を開くことが出来ない。
 3、委員会の議事は、出席委員
 の過半数で決し可否同数のとき
 は、会長の決するところによる
 (町長への委任)
 第六条 この条例に定めるもの
 のほか、委員会の運営について

必要な事項は町長が定める。
 附則
 この条例は公布の日から施行す
 る。
 X X X X
 六月一日発行の議会だよりで議
 案第四二二号を次のように訂正し
 たします。
 議案第四二二号
 遠賀郡岡垣町外三ヶ町伝染病
 院組合議会の議員選任について
 組合議員 太田金平
 〃 〃 川原清彦
 第五回臨時町議会は、七月二
 八日、午前九時三〇分、岡垣町
 議会議事堂に招集され、次の議
 案を議決した。
 議案第六〇号
 岡垣町国民健康保険税条例の

一部を改正する条例
 第六条第一項、三号及び第一三
 条の二、第二項の一部改正
 議案第六一〇号
 昭和四二年度、岡垣町一般会
 計補正予算(第一号)
 昭和四二年度、岡垣町の一般会
 計補正予算(第一号)は次に定
 めるところによる。
 (歳入、歳出予算の補正)
 第一条、歳入、歳出予算の総額
 に歳入、歳出それぞれ八、八三
 八千円を追加し歳入、歳出予算
 の総額を、それぞれ二八七、七
 〇七千円とする。
 2、歳入、歳出予算の補正の款
 項の区分及び、当該区分ごとの
 金額並に、補正後の歳入、歳出
 予算の金額は、「第一表歳入、
 歳出予算補正」による。

第1表 (歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 分担金及負担金		1,396	761	2,157
6 国庫支出金	1 分担金	160	761	921
7 県支出金	2 国庫補助金	65,362	1,000	66,362
8 財産収入	2 県補助金	62,128	1,000	63,128
11 繰越金	2 財産売払収入	10,652	1,500	12,152
	1 繰越金	8,792	1,500	10,292
		3,079	5,367	8,446
		2,988	5,367	8,355
		6,000	210	6,210
		6,000	210	6,210
合 計		278,869	8,838	287,707

第1表 (歳出)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		77,535	1,483	79,018
6 農林水産業費	1 総務管理費	66,612	1,483	68,095
	1 農業費	14,732	3,410	18,142
	2 林業費	11,286	3,360	14,646
	2 道路橋梁費	3,326	50	3,376
8 土木費		23,364	3,945	27,309
		5,547	3,945	9,492
合 計		278,869	8,838	287,707

議案第六二二号
 固定資産評価審査委員会委員
 の選任について

岡垣町新海老津、占部幸一氏が
 再任される。

第六回臨時町議会は、八月十
 一日午前九時三〇分、岡垣町議
 会議事堂に招集され、次の議案
 を議決した。
 議案第六三三号

岡垣町道路線の認定について
 道路法第八条第二項の規定によ
 り、岡垣町道路線を下記のとお
 り認定するものとする。

整理番号九九
 路線名 元松原―新松原―原線
 起点 吉木池尻二一六四
 延長 三四八〇米六〇
 巾員 二米五〇

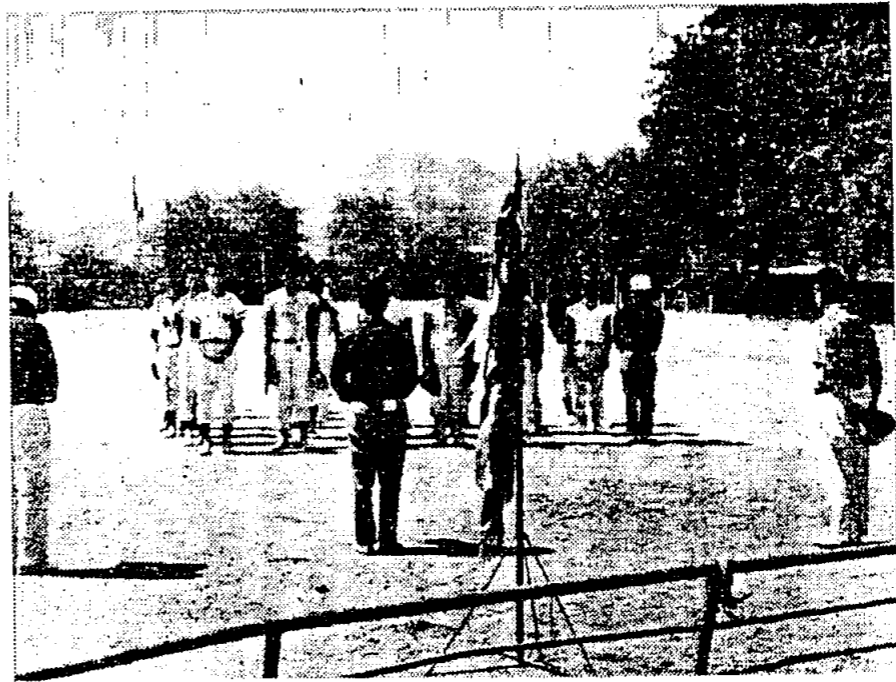
県道若松―芦屋―福岡線を新
 設した為、旧県道が廃止された
 為、尚当日協議会に於て、戸切
 小学校移転改築について協議さ
 れる。

第七回臨時町議会は、八月二
 三日、午前九時三〇分、岡垣町
 議会議事堂に招集され、次の議
 案を議決した。

議案第六四号
 不動産の取得について
 本町戸切小学校敷地に充てるため、下記の土地を買収すること
 について地方自治法第九六条、第七号の規定により議会の議決を求めらる。

地目 山林
 地積 一九八三四平方米(六〇〇〇坪)
 購入価格、九〇〇万円(坪当り一、五〇〇円)
 所有者住所氏名
 北九州市小倉区若園町三〇五番地
 学校法人、九州電気学園
 理事長 中村全亨

大字戸切字竜王二二二二ノ一他



野球大会開会式

吉木と原

優勝

公民館対抗野球大会

少年野球で

公民館対抗野球大会

広く体育を振興し、その普及発展と、スポーツ精神の高揚を図り、一層健康で、明朗な生活の確立と、町民の親睦のため、第十六回公民館野球大会、及び第二回少年野球を実施する。

公民館対抗野球は七月二三日三十日、八月六日、二十日に少年野球を八月二日、三日、四日二十日に岡中、内浦、吉木、山田の各校庭を借りて実施する。会場をフルに使っても、七日間を要する大会で、連日の炎天下、野球部の役員には大変御迷惑をかけたが、ここで御礼申し上げます。



少年野球

- 優勝 原
- 准優勝 百合野
- 三位 西山田
- 三位 吉木

- 優勝 吉木
- 准優勝 原
- 三位 糠塚
- 三位 上海老津

○電気を完全に使うには

コンセントやソケットなどには安全に流せる電気の限度があります。限度をこえて電気を流すと過熱したりして故障の原因になります。

コンセントから使える電気の量は一、二〇〇ワット、ソケットは六〇〇ワットです。

だから例えば、トースター(六〇〇ワット)ポット四〇〇ワット)を使っているコンセントから同時にアイロン(三〇〇ワット)を使えば、合計一、三〇〇ワットとなり、限度をこえて電気を流すことになりません。

こんなちょっとした注意が、電気を安全に使うポイントになるのです。

○雷のときの注意

雷は非常に高圧の電気で、毎年落雷による被害は巨額に上っており、最近では人工的に雷の発生を防止しようとする研究も行われています。

家の近くの配電線や引込線などに落ちると、高圧の電気が家の中まで入りこみ、火災を起したり、家の中の電気器具を破壊したりします。

雷がひどいときは、電気器具をコンセントからはずし、特にテレビはアンテナと接続してあるファイダー線をはずすことを忘れないようにしてください。

雷の電圧 十万ボルト以上
 一般家庭の電圧一〇〇ボルト

○おたくの安全器はいくつありますか

安全器は、陶器製の白い箱でふたがあり、このふたを開くと電気の通る道(回路)が断たれ閉めると回路がつながります。

いわば電気の通る道の関所です。一つの回路につき、一つの安全器がついていますが、これは一、五〇〇ワットまでしか使えません。また、一つだけでは安全器のヒューズが切れた場合、家中まっくらになってしまいます。

電灯用とコンセント用の二回路(安全器二個)にしておきますと、一方の安全器のヒューズが切れても家の中がまっくらになることもなく、安心して電気器具も十分使えます。

○台風への対策は早目に

台風のシーズンがやってまいります。町中をはしっている電線には一〇〇ボルトや二〇〇ボルトのほか、六、六〇〇ボルト、三、三〇〇ボルトという高い電圧の電気が流れています。

テレビのアンテナや、煙突など、強い風で電線にふれると大変危険です。台風のくる前に、もう一度家のまわりを調べたいものです。危険と思われる箇所がありましたら、早目にお近くの九州電力営業所、または電業所にご連絡ください。

